

秀長さんファンクラブ規約

(名称)

第1条 本会は、秀長さんファンクラブ（以下「ファンクラブ」という。）と称します。

(目的)

第2条 ファンクラブは、ゆかりの地である大和郡山市から、天下人となった豊臣秀吉を生涯にわたって補佐し、戦国時代最強のナンバー2として活躍した豊臣秀長の魅力を広く発信することにより、「秀長さん」のファンを増やし、将来にわたってファン同士の交流を広げていくことを目的とします。

(事業)

第3条 ファンクラブは、前条の目的を達成するため、会員に対する情報の提供、会員を対象とした物品、サービスの提供など、必要な事業を行うものとします。

(事務局)

第4条 ファンクラブの事務局は、大和郡山市役所内（以下「事務局」という。）に置きます。

(会員)

第5条 この規約において「会員」とは、ファンクラブの目的に賛同した、日本国内に居住する人とし、次条に定める入会手続きを完了した人をいいます。

(入会手続き)

第6条 ファンクラブに入会を希望する人（以下「入会希望者」という。）は、事務局に入会を申し出るものとします。

2 入会希望者は、入会の申し込みにあたり、次の事項を同意したものとします。

- (1) 事務局が会員の住所、氏名、電話番号、メールアドレス等の個人を特定するために必要な情報を名簿に登録すること。
- (2) ファンクラブの運営上必要な場合に限って、事務局が前号の会員情報を利用すること。

3 次に掲げる事由に該当する場合は、事務局は入会を拒否することがあります。

- (1) 入会申し込みにあたり、虚偽の内容があった場合
- (2) 入会を拒否する正当な理由がある場合
- (3) 入会希望者が暴力団若しくは暴力団関係の構成員であり、または宗教団体への勧誘活動若しくは違法な販売活動を行うものである場合

4 事務局は、第1項の入会申込書を受理したときは、速やかに審査を行い、申し込み

を適正と認める場合は、当該入会希望者に対して、会員証を発行します。

5 会員証は、他人への転売、貸与又は譲渡を禁止します。

(入会金及び会費)

第7条 ファンクラブの入会金及び会費は、当面の間、無料とします。

(自己責任の原則)

第8条 会員は、いかなる場合も自己の責任において行動するものとします。

2 会員は、ファンクラブが行う事業の利用に関連して、他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、または会員と第三者、もしくは会員相互の間で紛争が生じた場合、自己の責任と費用でこれを解決しなければなりません。

(禁止行為)

第9条 会員は、ファンクラブが行う事業の利用にあたっては、次の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 他の会員、第三者、もしくはファンクラブの著作権、プライバシーまたはその他の権利を侵害する行為、及び侵害する恐れのある行為
- (2) 他の会員、第三者、もしくはファンクラブを誹謗中傷する行為、またはファンクラブの運営を妨げる行為
- (3) 事実に反する情報、または公序良俗に反し、もしくはその恐れがある情報を、他の会員、または第三者に対して提供する行為
- (4) 選挙運動、政治活動、宗教活動、その他これらに類する行為
- (5) ファンクラブの情報、もしくはファンクラブが発信する情報（画像等を含む。）を用いた営利を目的とする行為、またはその準備を目的とする行為（ただし、事務局の承諾を得ている場合を除きます。）
- (6) その他、本規約、もしくは法令等に違反する行為、またはその恐れがある行為
(会員の届け出義務等)

第10条 会員は、会員の個人情報、その他入会申込書の記載内容に変更が生じた場合、または退会する場合は、事務局へ速やかに届けることとします。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、事務局に対して退会届を提出し、受理された日をもって、会員資格を喪失します。

2 事務局は、会員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったと認めるときは、当該会員資格を取り消すこととします。

- (1) 第9条の各号に掲げる行為を行ったとき
- (2) 入会申込書に虚偽の記載があったとき
- (3) 会員の登録住所、電話番号、メールアドレス等への事務局からの連絡に対し、応答を拒否する場合、または既に使われていない等の理由により連絡を取ることが不

可能になったとき

- (4) 前3号に掲げるもののほか、事務局が会員として不適当であると判断したとき
(規約の変更)

第12条 事務局は、ファンクラブの運営上必要が生じ、この規約を変更した場合は、
ファンクラブホームページへの掲載等の方法により、会員に対して変更内容を周知す
ることとします。

附 則

1. この規約は、令和7年4月1日より施行します。